

第72回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 平成29年4月18日(火) 午後2時00分
- 2 開会の日時 平成29年4月18日(火) 午後2時00分
- 3 閉会の日時 平成29年4月18日(火) 午後3時02分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所7階大会議室
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別
定数40名 出席36名 欠席 4名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	板野 實	出席	21	藤原 秀正	出席
職務代理	柴田 一郎	出席	22	井上 利明	出席
3	須々木 昭孔	出席	23	五賀 栄一	出席
4	小橋 秀臣	出席	24	安田 久子	出席
5	横山 勇	出席	25	賀門 義和	出席
6	河本 和彦	出席	26	久山 優	出席
7	齊藤 武彦	出席	27	荒井 隆文	出席
8	蜂谷 邦生	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
9	池上 克己	出席	29	宮武 博	出席
10	川上 敬三	欠席	30	左山 秀夫	欠席
11	高木 友好	出席	31	船橋 文雄	欠席
12	中尾 稜	出席	32	北村 公茂	出席
13	遠藤 茂	出席	33	小林 弘幸	出席
14	林 健二	出席	34	山本 正三	出席
15	北山 晴夫	出席	35	岩藤 佐知子	出席
16	西山 國忠	出席	36	人見 清	出席
17	二宮 万太郎	出席	37	脇本 忠正	欠席
18	安信 政志	出席	40	中野佐都子	出席
19	佐藤 康彦	出席	41	吉本 賢二	出席
20	信定 知福	出席	42	田尻 祐二	出席

6 農業委員以外の出席者

事務局 局長 真田 明彦 参事 箕浦 勝宏 課長 倭 信幸
 課長 佐藤 孝司 副専門監 浦田 隆次 課長補佐 今村 正樹
 係長 竹田 了久 副主査 柴田 美佳

7 傍聴者 0名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について

- (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 - (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 - (4) 農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請について
 - (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（所有権の設定）
 - (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について（利用権の設定及び転貸）
 - (7) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について
- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について（事務局長専決）
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について（事務局長専決）
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
 - (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
 - (5) 農地改良届について
- 第2号議案 農政関係等について
- (1) 平成29年度事業について
 - (2) その他

9 議事録署名委員の番号及び氏名

18番：安信 政志 22番：井上 利明

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会第72回総会を開会します。（あいさつ）

議 長 議事録署名委員を指名します。18番 安信 政志委員、22番、井上 利明委員にお願いします。

それでは議案の審議に入ります。事務局、訂正等あればお願いします。

竹田係長 （議案訂正等の説明）

3月の諮問案件について報告します。北区白石の18条の解約許可申請について、3月28日に岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申がありましたので許可指令書を交付しています。

議 長 第1号議案、農地関係申請等についてを上程します。申請等（1）農地法第3条の規定に基づく許可申請について、の審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長

1 ページ 1 番、受人は新庄上に居住し、約 5 8 アールの農地を耕作する農業者で、増反により久米の田を取得しようとするものです。

申請地は公道に面してなく、取得後の農地としての利用について疑義があることから、さらに詳細な調査を要するとして、協議会では保留意見としています。

2 番、受人は田原に居住し、約 1. 6 ヘクタールの農地を耕作する農業者で、同居の父親からの経営移譲により、田原の畑を 5 0 年間使用貸借しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積 3 0 アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

3 番 受人は、倉敷市に居住していますが、祖父から田原の畑を 5 0 年間使用貸借し、新規に就農しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また許可後下限面積 3 0 アールを超えることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4 番、受人は佐山に居住し、約 5 7 アールの農地を耕作する農業者で、増反により檜津の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域への関係等、いずれも問題ありません。また下限面積 4 0 アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員

1 番から 4 番までの 4 件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおり、1 番は保留意見で、他の 3 件は許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長

5 番、受人は玉野市迫間に居住し、約 9 8 アールの農地を耕作していますが、増反により、現耕作地周辺にある上高田の田を取得しようとするものです。なお受人は北区に耕作地があり、上高田に居住地を移す予定です。

本申請は、過去に 3 条取得をした農地の適切な利用が図られておらず、そ

れを解消することで受理しましたが、耕作地の現地調査をしたところ適切な利用が図られていないと見受けられることから、さらに詳細な調査が必要であるため、協議会では保留意見となっています。

6番、受人は総社市福井に居住し、約82アールの農地を耕作していますが、増反により高松の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は高松に居住し、約83アールの農地を耕作していますが、増反により高松の畑を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は中区乙多見に居住し、約64アールの農地を耕作していますが、増反により東花尻の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積40アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

9番、受人は東山内に居住し、約48アールの農地を耕作していますが、増反により東山内の田を取得しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 5番から9番までの5件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、5番は保留意見、他の4件はいずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 10番、受人は藤田に居住し、約30ヘクタールの農地を耕作する農業者で、借入地取得により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、受人は中畦に居住し、約2.8ヘクタールの農地を耕作する農業者で、借入地の取得により曾根の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

12番、受人は藤田に居住し、約25アールの農地を耕作する農業者で、受贈により藤田の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積50アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

13番、受人は浦安南町に居住し、約28アールの農地を耕作する農業者で、増反により浦安南町の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可後下限面積30アールを超えることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は宗津に居住し、約8.6ヘクタールの農地を耕作する農業者で、借入地の取得により迫川の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番、受人は迫川に居住し、約10.8ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により宗津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

16番、受人は奥迫川に居住し、約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により奥迫川の畑および田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

17番から19番までの3件は受人が同一ですので、同時に説明します。

受人は玉野市に居住し、約1ヘクタールの農地を耕作する農業者で、いずれも増反により迫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、受人は福田に居住し、約3.5ヘクタールの農地を耕作する農業者で、増反により片岡の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 10番から20番までの11件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(1)は、中・中央地区1番から南区20番までの20件の内、1番と5番を保留とし、その2件を除く18件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(1)についてはそのように決定いたします。

議 長 次に申請等(2)農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 3ページ1番、転用目的は太陽光発電設備の設置です。申請人は農地を相続し、10年以上草刈りをしてきましたが、家族も含めて本格的に農業を行う見込みがなく、農地の管理も困難となり、売電で収入の足しにするため、申請地を太陽光発電設備に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は永久転用目的の一時転用の貸露天駐車場です。転用期間は許可日から3年間です。

申請人は高齢となり、農業後継者もなく、また申請地は周辺に農地がなく営農に不便となっていました。この度近隣にある国立病院の関係者から駐車場としての利用の申し出があり、貸露天駐車場として一時転用しようとするものです。

農地区分は農用地ですが、一時転用で農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断され、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番2番の2件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議した結果、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 3番、転用目的は露天資材置場です。申請者は藤田に居住し農業の他に板金業を営んでおり、資材を自宅敷地に置いていますが、手狭になり資材置場が不足して困っています。そこで仕事の利便性を考え、隣接地である自己所有の申請地を露天資材置場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、自己所有地で集落に接続した「業務上必要な施設」に該当し、他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、転用目的は農地改良工事のための一時転用です。申請人は北区津高に居住する農業者で、本年3月に3条許可により申請地を取得したもので、農地改良し、枝豆・大根・ジャガイモなど普通野菜畑として利用しようとするものです。改良工事期間は平成29年5月1日から平成29年6月20日までです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断されます。農地改良の一時転用であり、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 3番4番の2件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（２）は、中・中央地区１番から南区４番までの４件とも許可と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。

議長 次に申請等（３）農地法第５条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 ４ページ１番、転用目的は分家住宅です。

申請人は辛川市場の借家に家族３人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭となったため、実家に近い、父所有の申請地を譲り受け、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、地域センターから５００メートル以内の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

２番、転用目的は自己住宅です。平成２８年８月締めで農振除外の申出がなされ、除外相当で協議済みの案件です。

申請人は中仙道二丁目の借家に家族３人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭になったため、実家に近く、妻の勤務地にも近い申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

３番と４番は同じ地域ですので同時に説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。平成２８年８月締めで農振除外の申出がなされ、除外相当で協議済みの案件です。

３番、申請人は中区竹田の借家に家族３人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭となったため、妻の実家に近い申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

４番、申請人は大安寺中町の借家に家族３人で住んでいますが、子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭となったため、妻の実家や勤務先に近い申請地を取得し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、いずれも農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

5番、転用目的は自己兼用住宅です。申請人は一宮の持家に家族4人で住んでいますが、長男が結婚し居住地を出ることから、部屋数も少なくしたいため、現在の家を売却します。そして両親の面倒も見やすい、実家の隣接地である申請地を取得し、建設業事務所を兼ねた自己兼用住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

6番、転用目的は農業用倉庫です。申請人は富原に居住し、約31アールの農地を耕作する農業者ですが、既存の農業用倉庫が手狭となったため、居住地から近い申請地を取得し、農業用倉庫を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

7番、転用目的は分家住宅です。申請人は倉敷市の借家に家族3人で住んでいますが子供の成長に伴い家財道具も増え、住居が手狭となったため、実家に近い、母所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の協議の模様をお願いします。

須々木委員 1番から7番までの7件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 8番、転用目的は自己住宅です。平成28年8月締めで農振除外の申出があり、除外相当で協議済みの案件です。

申請人は御津矢原の妻の実家の離れに家族4人で生活していますが、父親か

ら農業を継承する予定であるため、実家に近い父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

9番、転用目的は露天駐車場で一時的に転用中です。平成28年12月に農振除外済みの案件です。申請人は社会福祉事業を営む法人で、申請地南側で優良な有料老人ホームを運営していますが、従業員用の駐車場が不足しているため、申請地を一時的に転用していたもので、引き続き使用するため永久転用するものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続して設置される近隣事業者の施設であり、老人ホーム隣接地で他に代替地がなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、転用目的は自己住宅です。平成28年12月に農振除外済みの案件です。申請人は撫川のアパートに家族4人で生活していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭となったため、妻の実家に近い、妻の父所有の申請地を使用貸借し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、転用目的は露天資材置場です。申請人は建具サッシ類の設備業を営んでおり、このたび申請地隣接の宅地を自宅兼事務用地として購入しましたが、資材置場が不足するため、隣接の申請地を取得し露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がりがあるが10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の協議の模様をお願いします。

高木委員 8番から11番までの4件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、いずれも許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

竹田係長 12番、転用目的はカーポートです。平成28年12月に農振除外済みの案件です。受人は建部町桜に事務所を置き、業務用洗剤の販売を主な事業とする法人ですが、事務所前の駐車スペースに配送業者の車両の出入りが頻繁になり、業務に支障をきたすようになったため、事務所の隣である申請地を社用車、機材の置場として、カーポートに転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した業務上必要な施設であり、事務所の隣地であり、他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の協議の様式をお願いします。

藤原委員 12番の1件について、担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりであり、許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

柴田副主査 13番、転用目的は保育所です。平成28年8月締めで農振除外の申出をし、除外相当で協議済みの案件です。申請人は、昭和33年に設立し、妹尾に主たる事務所を置き、保育園の設置経営を主な事業としています。事業地域では待機児童が増加しており、更なる受け入れのため、認可保育園整備運営事業予定者として岡山市より決定を受け、保育園新設重点地域の中でも既設保育園との連携が図れることから申請地を所有権移転し、保育所を建築しようとするものです。

農地区分は、福田地域センターから500メートル以内の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

14番、転用目的は分家住宅です。平成28年8月締めで農振除外の申出をし、除外相当で協議済みの案件です。申請人は現在、南輝の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く協力して生活でき、また農業の手伝いをするのにも便利な祖母所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械によ

る営農に適する甲種農地ですが、集落に接続した「住宅」に該当し、祖母の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

15番、転用目的は分家住宅です。申請人は現在、阿津の実家に家族5人で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、実家に近く両親の手伝いができ、また農業の手伝いをするのにも便利な父所有の申請地を使用貸借し、分家住宅を建築しようとするものです。なお実家には引き続き両親ら4人が居住します。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した「住宅」に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

16番、転用目的は障害福祉サービス事業所・露天駐車場の敷地拡張です。平成28年8月締めで農振除外の申出をし、除外相当で協議済みの案件です。申請人は、平成12年に設立し、藤田に主たる事務所を置き、障害福祉サービス事業を主な事業としています。現在、申請地の隣接地で障害福祉サービス事業所を運営していますが、利用者の増加に伴い、送迎車を増やし職員も増員するため、職員駐車場、送迎車駐車場が不足しています。よって隣接する申請地を所有権移転し、障害福祉サービス事業所・露天駐車場の敷地拡張を行おうとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上で高性能の農業機械による営農に適する甲種農地ですが、「既存施設の拡張」に該当し、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

17番、転用目的は農家住宅です。平成28年8月締めで農振除外の申出をし、除外相当で協議済みの案件です。申請人は現在、倉敷市粒浦の自宅に家族5人で居住していますが、倉敷市帯高で農業するとともに中区清水で不動産業を営んでおり、農地管理が今までどおりできて、通勤の利便性から勤務地に近くなる申請地を所有権移転して農家住宅を建築しようとするものです。なお現住居は売却します。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

18番、転用目的は農家住宅です。申請人は現在、大福の借家に家族3人で居住する兼業農家ですが、農耕車両置場も確保できず農作業に不便な状況のため、耕作地への通作の利便性が良い申請地を所有権移転して農家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地ですが、集落に接続した「住宅」に該当し、他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

19番、転用目的は自己住宅です。申請人は現在、箕島の借家に家族4人で居住していますが、子供の成長に伴い家財道具が増え、住居が手狭になったため、同じ学区内で生活環境が変わらない申請地を所有権移転して自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、備中箕島駅から300メートル以内の3種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

20番、転用目的は露天駐車場です。申請人は現在、箕島の自宅に家族5人で居住していますが、家族の駐車場が3台不足しています。また申請地南側の農地は母が所有する農地ですが進入路がなく、さらに作業車の駐車場もなく不便なため、申請地を所有権移転して露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、転用目的は問題ないと考えます。また転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の協議の模様をお願いします。

北村委員 13番から20番までの8件について、各担当委員の現地調査を元に慎重に審議したところ、事務局説明のとおりで、全件許可意見としています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)は、中・中央地区1番から南区20番までの20件全件を許可と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等(3)についてはそのように決定いたします。

議 長 次に申請等(4)農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請

について、の審議に入ります。北・吉備地区の説明を事務局からお願ひします。

竹田係長 6 ページ 1 番 2 番は同じ賃貸人からの解除申請です。もともと 所有
で現在は氏子の代表者 2 名の名義で登記している農地です。耕作者とされて
いる 1 番 2 番の 2 名はかつて耕作されていた方で、現在は相続も発生してお
り、不耕作の状態です。賃貸借契約が存在したのかも含めて調査が必要であ
り、現在賃借人の相続人の調査を行っていますので、地区協議会では保留意
見となっています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは 1 番 2 番とも保留と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（4）の 2 件については保留と決定します。

議 長 次に別紙議案の、申請等（5）岡山市農用地利用集積計画の決定
について、利用権の設定及び（6）利用集積計画の決定について、利
用権の設定及び転貸、を一括して審議します。事務局から説明をお
願ひします。

竹田係長 別冊の 1 ページから 6 5 ページまでが、（5）利用権設定の利用集積計画
で、6 6 ページから 7 4 ページまでが（6）利用権の設定及び転貸の利用集
積計画です。本年 2 月取りまとめ分で、5 月 1 1 日予定の市の公告後に貸借
が開始します。別に付けております集計表もご覧ください。第二農業委員会
分を含めた岡山市全体はこのようになっています。この内第一農業委員会分
は、合計 6 0 1 件（前年同期 5 6 7 件）の申請があり、新規が 1 6 1 件、更
新が 4 4 0 件で、合計面積は 2, 6 5 8, 2 7 2. 1 7 m²、（前年同期
2, 6 1 4, 4 2 4. 8 0 m²）となっています。

これらの計画内容は農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満
たしていると考えられ、各地区協議会ではいずれも承認意見となっています。

議 長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全 員 異議なし。

議 長 では、（5）（6）の岡山市農用地利用集積計画の決定について
は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。

議 長 次に申請等（7）農地法第3条の3 第1項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

竹田係長 7ページ中・中央地区1番から10ページ南区14番までの14件で、権利取得の事由は、すべて相続、権利の種類は、4番が所有権及び賃借権、7番が賃借権で他はすべて所有権で、内容をご覧のとおりです。

議 長 事務局から説明がありましたが、申請等（7）の14件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定します。

議 長 次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

柴田副主査 報告（1）農地法第4条第1項第7号の規定による転用届、事務局長専決は、11ページ1番から8番までの8件で、転用目的は、敷地拡張2件、分譲住宅地2件、露天駐車場等2件、道路1件、長屋建住宅1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（2）農地法第5条第1項第6号の規定による転用届、事務局長専決は、12ページ1番から13ページ18番までの18件ですが、2番は取止めとなっています。転用目的は、分譲住宅地5件、自己住宅7件、露天駐車場2件、共同住宅1件、戸建住宅1件、住宅用地1件で、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（3）農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、14ページ1番から17ページ20番までの20件です。解約理由は耕作目的で19件、転用目的で1件で、それぞれ合意解約が成立しており、離作料は備考欄のとおりです。

次に報告（4）農地法施行規則第29条第1号該当転用届は、18ページ1番から5番までの5件で、農業用倉庫が3件、進入路が1件、農業用駐車場1件です。

次に報告（5）農地改良届は、19ページ1番から6番までの6件で、目的は、普通野菜畑2件、普通野菜畑及び果樹園2件、果樹園1件、育苗圃1件です。

議 長 これらの報告について、ご意見ご質問はありませんか。

全 員 異議なし

議 長 以上で第1号議案、農地法関係申請等は終了します。

続きまして、第2号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 (1) 下限面積の見直しについて、5月協議会までに意見がまとまれば6月総会で決定し7月20日から施行する予定

(2) 平成29年度の活動計画・事業計画について、28年度の活動を振り返り、新しい農業委員会体制を踏まえた形で案を作成し、5月の総会で決定する予定

(3) その他

・事務局の人事異動について報告

・農業参入を計画している企業が、農地の情報提供を求めている旨報告

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議 長 その他、何かありますか。

事務局 ①次回総会予定(5月18日(木)市役所7階大会議室)

柴田職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後3時02分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員